

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで